

# 令和6年5月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年5月24日(金)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1 番 小林 孝幸	2 番 楠田 孝夫	3 番 山本 忍
4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝	6 番 増田 京子
7 番 高尾 晃	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

13 番 西 秀敏 1 番 小林 孝幸

### 第2 提出議案

議案第 6 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
「異議なし」により可決承認

議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の要請について  
「異議なし」により可決承認

### 第3 報告事項

報告第 3 号 農地転用許可除外届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

滝川係長 ただいまから令和6年5月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。

川島会長 <会長あいさつ>

滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務につ  
いて、引き続き川島会長から報告をお願いします。

川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>

滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。

川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「13番 西委員」「1番 小林委員」をお願いします。

次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
**議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
」の申請番号1番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長 (別紙資料 議案第6号の申請番号1番を朗読し説明する。)  
1番の申請ですが、申請地は、既に駐車場用地として利用されております。昭和  
53年頃に申請者の会社を拡大増築した際にお客様駐車場を確保した結果、従業員  
駐車場が不足したために転用の許可を受けることなく、当該申請地を埋め立て従業  
員駐車場となっていました。申請地は、昭和53年に宅地造成地として転用の許可  
を受けた農地ではありましたが、令和4年に相続した際に申請地が農地であること  
に気づきが、その後手続きが分からずにそのままの状況になっていたため、今回、  
正式に駐車場用地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡  
易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地法第4  
条の追認申請をされています。  
なお、簡易手続きに判断された理由としては、長崎県農地転用事務指針にある  
「簡易手続相当の違反案件の基準」の「非農地化の原因が人為的なものであり、か  
つ20年以上引き続き非農地である土地」に該当することになり、申請地の原状回  
復は困難であり、近隣農地の耕作等への影響はないと県は判断し、簡易手続相当  
の違反案件になっています。  
次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響  
もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないも  
のと思われます。排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝に排水されるよう  
になっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長                    それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島正孝委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田島委員                    はい、5番 田島です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

楠本推進委員                以前同じ敷地内の場所が申請出てましたけどその時になぜ一緒に申請をしなかったのでしょうか。

滝川係長                    前回の時に一緒に申請するように話してはいたのですが申請者の都合もあり別々での申請になりました。

川島会長                    それではお諮りします。議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長                    はい、それでは異議なしということで、議案第6号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長                    (別紙資料 議案第6号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、申請地は圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の理由は、銀行から融資を受けて申請人の子供の住宅建設を計画されており、融資を受ける条件として、既存の進入用道路用地を拡幅する必要があるため、拡幅部分を分筆し、今回、進入用道路用地として転用の申請をされています。

次に被害防除計画ですが、盛土や切土は特に行わず、今のところ現状のまま利用するというので、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築もしないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水の排水は、自然流下する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。



( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第6号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第8号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第7号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、〇〇郷〇〇他合計8筆で、面積は、合計16,463㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他6名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年7月10日からで、15年間の令和21年7月9日までが1筆、10年間の令和16年7月9日までが7筆となっています。

(別紙資料 議案第8号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計19筆で、面積は、合計37,425㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん他5名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年7月10日からで、15年間の令和21年7月9日までが1筆、10年間の令和16年7月9日までが7筆、9年6ヶ月間の令和16年1月9日までが3筆、3年6ヶ月間の令和10年1月9日までが8筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りいたします。議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第8号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第7号及び、議案第8号については、承認することと致します。

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第3号「農地転用許可除外届出について」、事務局からの説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 報告第3号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会5月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。